

# 第1問

- 1 警察官Pは、某日深夜、飲酒運転による事故が多発するA交差点において、同様の事故を予防するための自動車検問（以下「本件自動車検問」という。）に従事していた。

本件自動車検問は、同所を通行する全ての自動車を対象に、外観に不審な点があるか否かにかかわらず停車を求め、飲酒の有無など所定の事項について質問するものであり、停車の要請や質問はいずれも任意の協力を求める形で行われていた。また、違反の疑いが認められない場合は速やかに走行を再開させることが徹底されていた。

- 2 Pは、同日午後11時半ころ、Xが運転する自動車（以下「X車」という。）がA交差点に向かってくることに気付き、停車を求める合図を出そうとした。ところが、X車はA交差点のかなり手前で停車し、そのまま動き出す気配がなかった。

不審に思ったPが近づくと、運転席に座っていたXの顔は青白く、目もうつろな状態であるなど、明らかに正常ではない様子が確認された。Pは、Xが何らかの禁止薬物を所持・使用している可能性があると考え、「少しお話を聞きたいので、エンジンを止めて車から降りてもらえますか。」と問いかけた。しかし、Xはエンジンを空ふかししたりハンドルを切るような動作をしたりして、降車に応じようとしなかった。Pは、このままXに走行を再開させれば、禁止薬物の所持等について質問することができないだけでなく、事故を起こす危険性も高いと考え、運転席側の窓から腕を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げた。

## 〔設問〕

- 1 本件自動車検問の適法性について論じなさい。
- 2 Pによる停止措置の適法性について論じなさい。

## 第1 自動車検問の適法性

本件自動車検問は、いわゆる交通検問（交通違反の予防・検挙を主たる目的とする検問）に分類される。交通検問は行政警察活動の一種であるため、法律の根拠なくして行うことが許されない（法律留保の原則）ところ、不審事由の有無を問わず全ての車両を対象として行われる交通検問（無差別一斉検問）については、これを明示的に許容する規定が存在しないため、法律留保の原則に反するか否かが問題となる（**論点** 無差別一斉検問の許否）。

総合 33頁 論証 4頁

判例（最決昭55.9.22【百選A1】）は、「警察法2条1項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである」と述べた上で、「警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである」と説示する。

この説示の意味をどのように理解するかについては、見解が分かれる。一方では、無差別一斉検問が対象者の権利を制約し得ることを前提に、警察法2条1項を根拠規定に位置付けたものと理解する立場が存在する。他方で、組織規範に過ぎない警察法2条1項を根拠規定としたものと解することはできず、「短時分の停止」かつ「相手方の任意の協力を求める形」での交通検問には権利制約が伴わないことを理由に許容したものと解するほかないとする立場もある。どちらが正解ということはないが、答案例では後者の見解を採用している。

## 第2 職務質問を行うための停止措置の適法性

停止措置が適法と認められるためには、職務質問（警職21）の要件が充足されていることを要する。加えて、有形力の行使を手段とする停止措置については、有形力行使の可否と限界が問題となる（**論点** 職務質問～有形力を用いた停止措置～ **司**H18）。

総合 21頁 論証 2頁

判例（最決平6.9.16【百選2】）は、本件と同様の停止措置につき、「職務質問を開始した当時、被告人には覚せい剤使用の嫌疑があったほか、幻覚の存在や周囲の状況を正しく認識する能力の減退など覚せい剤中毒をうかがわせる異常な言動が見受けられ、かつ、道路が積雪により滑りやすい状態にあったのに、被告人が自動車を発進させるおそれがあったから、前記の被告人運転車両のエンジンキーを取り上げた行為は、警察官職務執行法2条1項に基づく職務質問を行うため停止させる方法として必要かつ相当な行為であるのみならず、道路交通法67条3項に基づき交通の危険を防止するため採った必要な応急の措置に当たる」として、適法と判断している。本件も同様の結論でよいが、有形力の行使が許容される理由や、その限界の判断枠組みについては説

明を補う必要があるであろう（答案例を参照）。

## ■ 答案構成

---

### 第1 設問1

#### 1 問題提起

無差別一斉検問は法律留保の原則に反しないか

#### 2 解釈・規範定立

無差別一斉検問の許否に関する論証

#### 3 あてはめ

- ・速やかに走行を再開させている
- ・任意の協力を求める形で実施されている

#### 4 結論

適法

### 第2 設問2

#### 1 問題提起

職務質問において対象者を「停止」（警職法2 I）させるための手段として有形力を行使することの可否と限界

#### 2 解釈・規範定立

- ・有形力行使の可否に関する論証
- ・有形力行使の限界に関する論証

#### 3 あてはめ

- (1) 第1の限界（強制手段に該当するか否か）について  
移動の自由を実質的に制約するものとまではいえない
- (2) 第2の限界（相当性が認められるか否か）について
  - ・必要性は高く、緊急性も認められる
  - ・Xの被制約利益は軽微

#### 4 結論

適法

## 第1 設問1について

1 本件自動車検問は、「異常な挙動」（警察官職務執行法（以下「警職法」という。）2条1項）の有無に関わりなく実施されているところ、かかる自動車検問を許容する明文の規定は存在しない。そのため、法律留保の原則に反するか否かが問題となる。

2 法律留保の原則は、国民の代表たる国会の授権なくして行政権を行使することは許さないとする原則であるが、その趣旨は、国民の権利ないし自由が害されることを防ぐ点にあると解される。そうすると、その適用範囲も、国民の権利を制約し又は国民に義務を課す行政活動に限られるものと考えられる。

したがって、自動車検問も、権利の制約や義務の賦課を伴わない態様で行われる限り、明文の根拠を要しないと考える。具体的には、交通違反の多発する地域等の適当な場所において、同所を通過する自動車に対して短時分の停止を求め、運転者などに必要な事項についての質問などを実施する自動車検問は、相手方の任意の協力を求める形で行われる限り権利の制約等を伴わないため、明文の根拠なくして行い得るものと考ええる。なお、警察法2条1項は組織規範であって根拠規範とはなり得ないため、権利制約を伴う態様の自動車検問は許容される余地がないというべきである。

3 本件自動車検問は、飲酒運転による事故が多発するA交差点において、同所を通過する自動車に停止を求めるものであったが、違反の疑いが認められない場合は速やかに走行を再開させることが徹底されていたとい

1

う点に照らせば、停止を求める時間は短時分にとどまっていたと評価できる。また、停車の要請や質問はいずれも任意の協力を求める形で行われていた。

以上によれば、本件自動車検問は、権利の制約や義務の賦課を伴わない態様のものであり、明文の根拠なくして行い得るものであったといえる。

4 よって、本件自動車検問は適法である。

## 第2 設問2について

1 Xには、検問所の手前で停止したまま動かないとの「異常な挙動」（警職法2条1項）からして、何らかの犯罪に関係しているのではないかと疑いを抱かせる事情が存在する。そのため、PがXを対象者として職務質問を実施したこと自体には問題がないが、「停止させ」る手段として、エンジンキーを取り上げるという有形力の行使に及んだことに問題はな

いか。有形力行使の可否と限界について検討する。

2 警職法2条1項は、一定の要件を充足する場合に限定して「停止させ」ることを許容する。これは、対象者の権利制約を伴う場合があり得ること、すなわち、有形力の行使を手段とする停止措置をも想定して警察官の権限行使を制限したものと解される。したがって、有形力の行使が許される余地はあるものと考ええる。

ただし、職務質問では、第1に、対象者の「身柄を拘束」することなど、強制手段を用いることはおよそ許されない（同条3項）。強制手段とは、相手方の意思を制圧し、重要な権利・利益を実質的に制約する行

2

為のことをいう。

第2に、強制手段に当たらない有形力の行使であっても、「目的のため必要な最小の限度」にとどまることを要する（同法1条2項、警察比例の原則）。その限度にとどまるか否かは、当該停止措置の必要性・緊急性と被制約権利・利益の性質・程度を衡量し、具体的状況の下で相当と認められるか否かで判断する。

3(1) Pがエンジンキーを取り上げた行為は、相手方たるXの意思を制圧するものであることは否定できないが、それによって直ちに移動の自由を実質的に制約することにはならない（実質的な制約に至るのは、さらに一定の時間にわたり留め置いた段階である。）。

したがって、強制手段には該当しない。

(2) そこで、相当性について検討する。

まず、Xが降車の要求に応じず、エンジンを空ふかしするなどしていたことに照らすと、いつ走り出してもおかしくない状況にあったと認められ、エンジンキーを取り上げる必要性は高かったといえる。また、Xが明らかに正常な様子でなく、禁止薬物の所持・使用が疑われる状況にあったことからすれば、質問を継続するという観点のみならず、事故の発生を防止するという観点からも、緊急性が肯定される。

一方で、Pの行為は、一時的にX車の動作を停止させるものにすぎず、Xの身体に直接的な制約を加えるものでないことに照らせば、被制約権利・利益は軽微なものにとどまる。

以上によれば、得られる利益と失われる利益の権衡が保たれている

3

といえ、Pの行為は相当といえる。

4 よって、Pによる停止措置は適法である。

以上

4